

風水害編

(応急・復旧対策計画)

第1章 初動態勢

震災編第6章応急対策第1節「活動体制」、第4節第1項「応援協力」～第3項「民間協力」、第7項「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。

第2章 情報の収集・伝達

震災編第7章応急対策第1節「情報連絡体制」～第4節「広報及び広聴活動」に準ずる。

第1章
初動態勢

第2章
情報の収集・伝達

第3章
水防対策

第4章
警備・交通規制

第5章
救助・救急対策

第6章
医療救護等対策

第7章
避難者対策

第3章 水防対策

- 洪水、津波又は高潮による水災を警戒・防御し、被害を軽減することにより、公共の安全を保持することを目的とする。

第1節 目的及び任務

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

区は、水防法第2条に基づく水防管理団体として、同法第3条に規定される区域（区内）の水防責任を果たすため、都、都の出先機関、消防署及び警察署との綿密な連絡を保ち、情報を交換し、相互援助により円滑な水防活動を行う。

消防署は、気象情報等、水位情報等の収集・伝達を行い、必要に応じて水防態勢、水防非常配備態勢（第一～第四）を発令する。水防第一非常配備態勢以上の発令で水防部隊を編成し、水防基本計画等に基づく活動を実施する。

なお、水防管理団体としての任務とは別に、区は、道路、公園等の管理者として、区が管理する道路、公園等における台風等の風雨、積雪又は路面凍結による区民等公衆の事故等の発生を防止するために墨田区雨雪対応要領を定め、資器材の調達・整備や道路、公園等のパトロール、応急措置等を実施している。

第2節 水防情報

[区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

1 気象情報及び洪水予報

気象等の情報は、水防活動のための基礎的情報であり、都が気象庁から入手した情報を、区は防災無線ファックスにて入手する。区は水防管理団体として、その目的、性質を十分に理解するとともに伝達の系統及び方法等について熟知し、その情報を有効に利用して効果的な水防活動に努めるものとする。

また、地下浸水対策として大雨及び洪水警報の発表時には、風水害編（予防計画）第1章第4節「洪水に備えた対策」「2 浸水想定区域における避難の確保及び浸水防止のための措置（5）浸水想定区域内の地下街等の名称及び所在地」に記載のある地下街等の所有者又は管理者に対し、注意を促すためファックスによる気象情報等の提供を行う。

2 気象情報の早期収集

気象庁東京管区气象台では、大雨時等において都及び区における避難指示の判断等の防災対策を支援するため、都及び区と気象庁を結ぶ24時間対応可能な防災機関向けの専用電話を設置し、運用している。区は、大雨時等に避難指示の判断や防災体制の検討等を行う際などに、気象庁大気海洋部予報課等に対し、直接、気象状況とその見通しを照会する。

(1) 気象情報

ア 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準（令和5年6月8日現在）

種類		区域	発表基準
特別警報	大雨特別警報（浸水害）		台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想されるとき。具体的には、過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下①又は②いずれかを満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨がさらに降り続けると予想される場合 ① 表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。 ② 流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。
	高潮特別警報		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
	暴風特別警報		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合

（令和5年6月8日現在）

種類		区域	発表基準
警報	大雨報		大雨によって重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合
		墨田区	表面雨量指数※1 29以上
警報	洪水報		河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合
		墨田区	隅田川流域雨量指数※2 47.5以上
警報	高潮報		台風や低気圧等による異常な潮位の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合
		墨田区	※3 潮位 4.0m以上
警報	暴風報		暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合
		東京地方	平均風速 25m/秒以上

第1章
初動態勢

第2章
情報の収集・伝達

第3章
水防対策

第4章
警備・交通規制

第5章
救助・救急対策

第6章
医療救護等対策

第7章
避難者対策

種類	区域	発表基準
注 意 報	大雨 注意報	大雨によって土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合
		墨田区 表面雨量指数 16 以上、 又は土壌雨量指数 165 以上
	洪水 注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により洪水害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合
		墨田区 隅田川流域雨量指数 38 以上 又は、隅田川流域雨量指数 9 以上かつ表面雨量指数 25.6 以上 又は荒川流域雨量指数 12 以上かつ表面雨量指数 78.7 以上
	高潮 注意報	台風や低気圧等による異常な潮位の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合
		墨田区 潮位 2.0m 以上
	強風 注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合
		東京地方 平均風速 13m/秒以上

- ※1 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面に溜まっている量を示す指数
- ※2 流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指標
- ※3 東京の潮位は、東京都晴海に設置された潮位観測機のデータを標高に換算したものをを用いている。

記録的短時間大雨情報	東京地方	1 時間雨量 100mm
------------	------	--------------

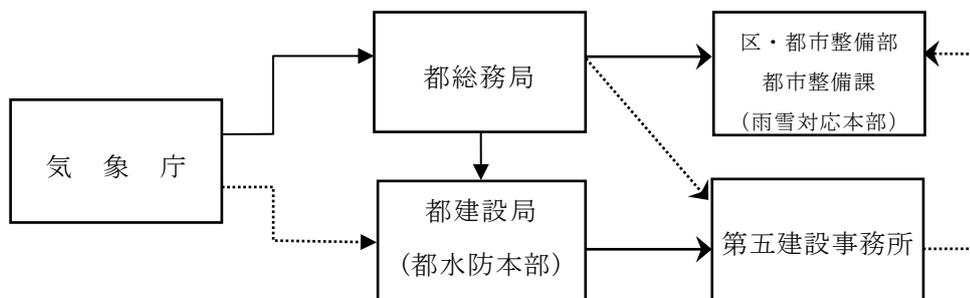
【警報・注意報発表基準一覧表】

令和5年6月8日現在 発表官署 気象庁

墨田区	府県予報区	東京都	
	一次細分区域	東京地方	
	市町村等をまとめた地域	23区東部	
警 報	大雨（浸水害） （土砂災害）	表面雨量指数基準	29
		土壌雨量指数基準	—
	洪水	流域雨量指数基準	隅田川流域=47.5
		複合基準※1	—
		指定河川洪水予報による基準	荒川〔岩淵水門（上）〕
	暴風	平均風速	25m/s
	暴風雪	平均風速	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	4.0m
注意報	大雨	表面雨量指数基準	16
		土壌雨量指数基準	165
	洪水	流域雨量指数基準	隅田川流域=38
		複合基準※1	隅田川流域=(9, 25.6) 荒川流域=(12, 78.7)
		指定河川洪水予報による基準	荒川〔岩淵水門（上）〕
	強風	平均風速	13m/s
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	2.0m
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 25%で実効湿度 50%	
	なだれ		
低温	夏期（平均気温）：平年より5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くとき 冬期（最低気温）：-7℃以下、多摩西部は-9℃以下		
霜	晩霜期 最低気温 2℃以下		
着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が-2℃～2℃の時		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	

※（表面雨量指数、流域雨量指数）の組合せによる基準値

イ 気象情報伝達系統図



——> 基本系伝達系統（法令等の定めによる伝達系統）

.....> 補助系伝達系統（予備伝達系統）

(2) 洪水予報

荒川氾濫注意情報等に係る基準地点は、熊谷・治水橋・岩淵水門（上）水位観測所の3地点であるが、墨田区においては、岩淵水門（上）水位観測所を基準地点としている。

ア 国土交通大臣が洪水予報を行う河川

河川名	区 域
荒 川	左岸 埼玉県深谷市荒川字下川原5番2地先から海まで 右岸 埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番18地先から海まで

イ 種類と発表基準

種 類	基準地点	発 表 基 準
荒川氾濫注意情報	岩淵水門（上）	基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
荒川氾濫警戒情報	同 上	基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
荒川氾濫危険情報	同 上	基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき
荒川氾濫発生情報	同 上	洪水予報を行う区域において氾濫が発生したとき、あるいは、3時間先までの予想水位が氾濫する可能性の水位に到達したとき
荒川氾濫注意情報解除	同 上	基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

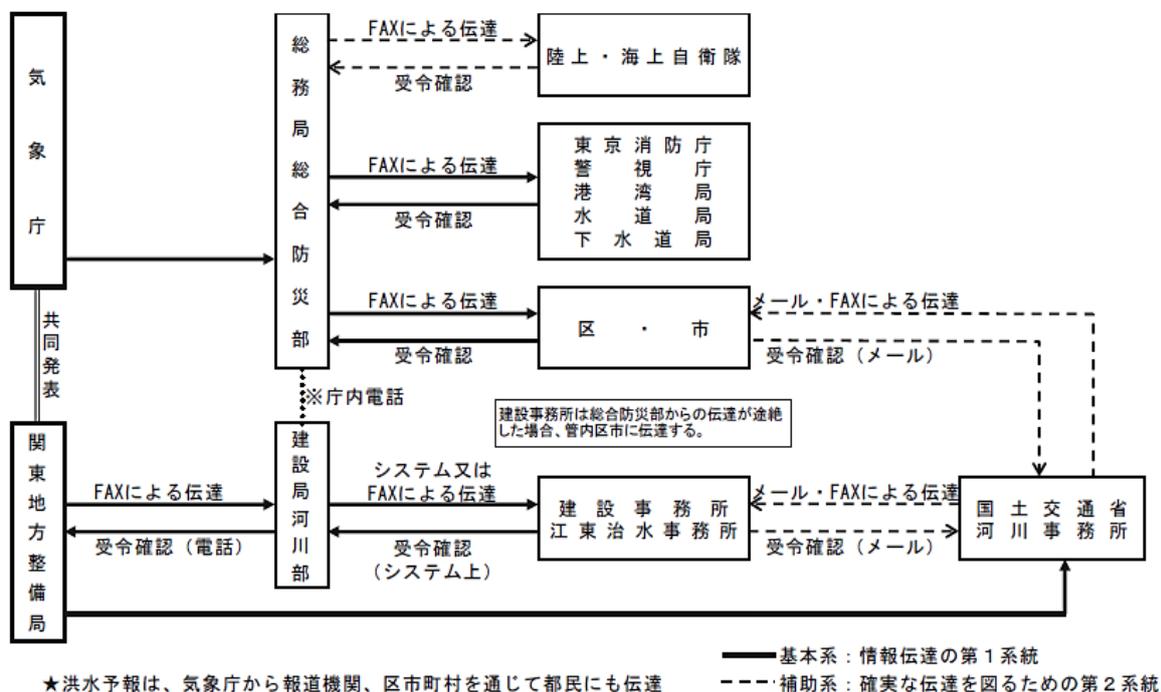
ウ 基準地点と水位

種 類	荒川洪水予報
河川及び区域	荒川（旧川除く。） 左岸：埼玉県深谷市荒川字下川原5番の2地先から海まで 右岸：埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番の18地先から海まで
基準地点	岩淵水門（上）
水防団待機水位（指定水位）	3.00m
氾濫注意水位（警戒水位）	4.10m
避難判断水位	6.50m
氾濫危険水位	7.70m
計画高水位 ^(*)	8.57m
零点高	A. P. +0.000m

^(*) 治水計画における所定流量を流下させることのできる河道の水位であり、堤防などの河川工作物の設定水位でもある。

エ 洪水予報伝達系統図

各河川の洪水予報^(*)の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等不測の事態を考慮し、下図のとおりとする。



^(*) 国または都道府県が管理する河川で、万が一洪水が発生したとき、国民経済上重大な損害を生じるおそれのある場合に、国土交通大臣、又は都道府県知事と、気象庁長官とが共同で発表する。

第1章 初動態勢
第2章 情報の収集・伝達
第3章 水防対策
第4章 警備・交通規制
第5章 救助・救急対策
第6章 医療救護等対策
第7章 避難者対策

3 観測施設

情報収集機関は、積極的に東京都水防本部又は都建設局第五建設事務所等と連絡を取り、区内の雨量、水位等の資料を敏速に入手し、常に正確な情報の把握に努めるとともに、これらの情報等を速やかに本部長（区長）及び各隊庶務班に報告しなければならない。通常勤務内において、これらの情報の報告の必要が出た場合は、部長及び各課庶務担当に報告するものとする。

(1) 雨量の通報

次の場合は、本部長に報告するものとする。

- ア 時間に 20mm を超したとき、以後毎時の雨量
- イ 水防用気象情報が発せられ、水防態勢を取っているとき。

(2) 観測施設

気象観測装置及び区周辺地域の気象観測装置から取得した観測値に基づき、設置業者から気象予報の情報提供を受けている。

主な気象情報サービスは、以下のとおり。

一般天気予報	1 時間単位の天気、降水量等
防災業務支援情報	1 時間又は 10 分単位での降水量予測
雨量計情報	雨量計測装置の実績値
台風情報	台風の経路（予測含む。）等

(3) 水位の通報

区が観測情報を得る箇所（雨量、水位等）

水 門 名	河 川 名	所 在 地	管 理 者	電 話
隅 田 水 門	旧綾瀬川	墨田区墨田 5 丁目 23 番 5 号	国・荒川下流河川事務所	(3614) 5433
木下川排水機場	旧 中 川	江戸川区平井 7 丁目 34 番 25 号	都・江東治水事務所	(5620) 2490
竪 川 水 門	竪 川	墨田区千歳 1 丁目 3 番 11 号	都・江東治水事務所	(5620) 2490
源森川水門	北十間川	墨田区吾妻橋 1 丁目 24 番 5 号	都・江東治水事務所	(5620) 2490

4 水防警報

水防警報は、水防活動の基準であり、都及び水防管理団体は、その情報の目的、性質を十分理解するとともに、伝達の系統及び方法等について精通し、その情報を有効に利用して効果的な水防活動に努める。

(1) 水防警報の伝達

国土交通大臣が行う水防警報の区域及び基準水位観測所

河川名	水防警報区	基準水位観測所						
		名称	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	零点高
荒川	左岸:埼玉県戸田市早瀬一丁目4329番地先から海まで 右岸:板橋区三園二丁目80番5地先から海まで	岩淵水門(上)	+3.00m	+4.10m	+6.50m	+7.70m	+8.57m	A.P.0m
隅田川	左岸:荒川分派点から北区志茂四丁目地先まで 右岸:(左岸に同じ)							

(2) 水防警報の種類、内容及び発表基準

ア 水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内容	発表基準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動を止めることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報等及び河川状況により、特に必要と判断されるとき。
準備	水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されるとき。 水防団待機水位(指定水位)に達し氾濫注意水位(警戒水位)を越えるおそれがあるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位(警戒水位)を越えるおそれがあるとき。 水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水、漏水、堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	氾濫警戒情報が発表されたとき。 既に氾濫注意水位(警戒水位)を越えて、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	氾濫注意水位(警戒水位)以下に下がったとき。 氾濫注意水位(警戒水位)以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

第1章
初動態勢

第2章
情報の収集・伝達

第3章
水防対策

第4章
警備・交通規制

第5章
救助・救急対策

第6章
医療救護等対策

第7章
避難者対策

イ 荒川下流河川事務所管内における水防警報発表基準

種類	内容	発表基準
待機	1 不意の高潮を伴う越波、出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動を止めることができない旨を警告するもの。	気象情報、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	潮位、波浪、雨量、水位、流量、その他の海象状況、河川状況により必要と認められたとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	次のいずれかに該当するとき。 1 氾濫警戒情報(洪水警報)等により、又は水位、流量等その他の河川状況により、岩淵水門(上)水位観測所における水位が、氾濫注意水位(A.P. +4.10m)を超えるおそれがあるとき。 2 気象庁から東京東部地域※において高潮警報が発表され、南砂町水位観測所における水位が氾濫注意水位(A.P. +3.00m)を超えるおそれがあるとき。
指示	潮位、波浪、水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	氾濫警戒情報(洪水警報)等により、又は既に氾濫注意水位(A.P. +4.10m)を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする高潮・高波や河川の出水状況が解消した旨及び該当基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき又は氾濫注意水位以上にあっても水防作業を必要とする海象状況、河川状況が解消したと認めるとき。
情報	潮位、波浪、雨量、水位の状況、潮位・波浪予測、水位予測、海象状況、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

※ 気象庁が発表する二次細分区域のうち、墨田区、江東区、足立区、葛飾区のいずれかの荒川下流沿川地域（江戸川区の高潮警報は用いない。）

第1章 初動態勢

第2章 情報の収集・伝達

第3章 水防対策

第4章 警備・交通規制

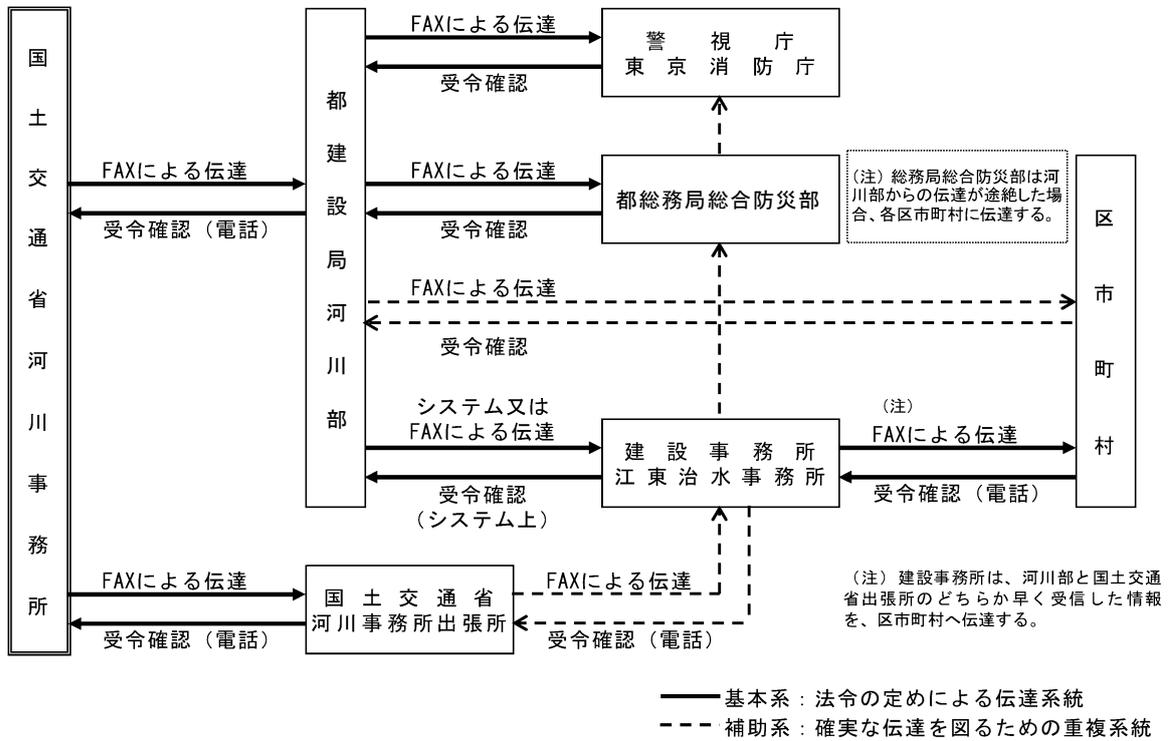
第5章 救助・救急対策

第6章 医療救護等対策

第7章 避難者対策

ウ 水防警報伝達

国土交通大臣の発表する水防警報の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等、不測の事態を考慮し、下図のとおりとする。



第1章 初動態勢
第2章 情報の収集・伝達
第3章 水防対策
第4章 警備・交通規制
第5章 救助・救急対策
第6章 医療救護等対策
第7章 避難者対策

第3節 水防管理者及び水防機関の活動

[区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

1 水防管理者及び水防機関の活動

(1) 区の活動

- ア 水防管理者（区長）は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、都の水防計画で定めるところにより、消防機関等を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない（水防法第17条）。この場合は、直ちに都水防本部に報告するものとする。
- イ 水防上必要があると認めるときは、現場の秩序あるいは保全維持のために、警察官の出動を求めることができる（水防法第22条）。
- ウ 洪水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（区長）は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者（区長）が指示する場合には、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない（水防法第29条）。
- エ 水防管理者（区長）は、水防のため緊急を要するときは、他の水防管理者に対して応援を求めることができる（水防法第23条第1項、同条第2項）。
- オ 水防管理者（区長）は、随時区域内の河川、河岸堤防、津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、河岸堤防、津波防護施設等の管理者に必要な措置を講じるよう求めなければならない（水防法第9条）。

(2) 消防署の活動

消防署は、区と密接な連携のもとに水防活動を実施するが、その内容については、東京都水防計画等（本節「6 水防計画等」参照）に定めるところによる。

(3) 費用負担

- ア 水防管理団体は、管理区域の水防に要する費用を負担する。ただし、応援のために要した費用は当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は、双方の水防管理団体が協議して定める（水防法第23条第3項、同条第4項、第41条）。
- イ 区域外の区が当該水防により著しく利益を受ける場合には、費用の一部を負担する。この額及び方法は、双方の水防管理団体が協議して定める。なお、協議不成立のときは、知事にあつせんを申請することができる（水防法第42条第1項、同条第2項、同条第3項）。

ウ 都又は都知事の行う事務に要する費用は、都の負担とする（水防法第43条）。

(4) 公用負担

ア 公用負担権限

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（区長）又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる（水防法第28条）。

- (ア) 必要な土地の一時使用
- (イ) 土石、竹木、その他の資材の使用
- (ウ) 土石、竹木、その他の資材の収用

(エ) 車両、その他の運搬用機器又は排水用機器の使用

(オ) 工作物その他の障害物の処分

イ 公用負担権限証明

アの権限を行使する場合、水防管理者等の長にあつては身分証明書を、その他これらの委任を受けた者にあつては次のような証明書を携行し、必要がある場合はこれを提示する（水防法第28条）。

公用負担権限委任証明書	
第 号	身 分 氏 名
上の者に〇〇区域における水防法第28条1項の権限行使を委任したことを証明する。	
年 月 日	水 防 管 理 者 (又は消防機関等の長) 氏 名 ㊟

ウ 公用負担命令票

この権限を行使するときは、次のような公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付する。ただし、事情によりその時間のないときは事後において直ちに処理する（水防法第28条）。

公 用 負 担 命 令 票				
第 号		住 所 負担者氏名		
物 件	数 量	負担内容（使用・所有・処理等）	期 間	摘 要
水防法第28条の規定により上記物件を収用（使用又は処分）する。				
年 月 日		水防管理者 氏 名 ㊟ (又は消防機関の長) 事務取扱者 氏 名 ㊟		

エ 損失補償

アの権限行使によって損失を受けた者に対しては、水防管理団体は時価によりその損失を補償する（水防法第28条）。

(5) 水防工法

工法は、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、次の工法を単独又は併用して実施すること。

- | | | | |
|-------|----------|----------|-------|
| ①積土のう | ②鋼板防護 | ③護岸裏積土のう | ④かま段 |
| ⑤月の輪 | ⑥吸水性水のう積 | ⑦シート張り | ⑧立てかご |
| ⑨川倉 | ⑩五徳縫い | ⑪杭打ち継ぎ | ⑫木流し |

第1章 初動態勢

第2章 情報の収集・伝達

第3章 水防対策

第4章 警備・交通規制

第5章 救助・救急対策

第6章 医療救護等対策

第7章 避難者対策

(6) 水防訓練

水防法又は東京都水防計画が対象とする災害が発生又は発生するおそれのある場合、被害を未然に防止し又は被害を最小限に止め得るように区の地域における水防活動の円滑な実施を期するため、水防訓練の充実（風水害編（予防計画）第6章第2節「水防訓練の充実」参照）の定めるところにより実施する。

2 資器材等の整備及び輸送

- (1) 水防管理者（区長）は、その管内における水防作業が十分果たせるよう資器材及び設備を準備しておく（震災編第11章予防対策第4節「備蓄倉庫及び物資拠点の整備」参照）。
- (2) 区は、水防資器材を確保するため、管内資材業者の手持資器材をできる限り調査し、緊急の補給に備えておく。
また、消防団による消防団格納庫等の資器材を活用した水防活動等、消防署との連携により、資器材の効率的な運用を図る。
- (3) 水防管理者（区長）は、非常事態を想定し、相互に連絡、経路又は資器材輸送確保のため、必要な措置を講じておく（震災編第4章予防対策第3節「緊急輸送ネットワークの整備」、同章応急対策第1節第2項「道路障害物の除去」、同章応急対策第3節「防災船着場・臨時離着陸場」、震災編第11章応急対策第5節「緊急輸送対策」参照）。
- (4) 資器材等の輸送は、区都市整備部（災対建設部）の車両を使用することとし、不足するときは区本部に要請する。

3 水防上注意を要する箇所等の基準

区は、河川管理者及び消防機関と合同で点検を行うとともに、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(1) 国管理河川の重要水防箇所

都内の国管理河川における重要水防箇所の評定基準は、次のとおりである。

種別	重要度		要注意区間
	水防上最も重要な区間	水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	/
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所	

種別	重要度		要注意区間
	水防上最も重要な区間	水防上重要な区間	
堤体漏水	<p>堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所</p>	
基礎地盤漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所</p> <p>基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤の変状が集中している箇所</p> <p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所</p>	
水衝洗掘	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所</p> <p>橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所</p> <p>波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所</p>	
工作物	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所</p> <p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所</p>	<p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所</p>	

第1章 初動態勢

第2章 情報の収集・伝達

第3章 水防対策

第4章 警備・交通規制

第5章 救助・救急対策

第6章 医療救護等対策

第7章 避難者対策

種別	重要度		要注意区間
	水防上最も重要な区間	水防上重要な区間	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防 破堤跡 旧河川			新堤防で築造後3年以内の箇所破堤跡又は旧川跡の箇所
陸開			陸開が設置されている箇所

(2) 都管理河川の水防上注意を要する箇所

都内の一級及び二級河川（国管理を除く。）における水防上注意を要する箇所の基準は、次のとおりである。

種別	基準
洪水	大雨時に洪水による溢水に対して注意を要する箇所
	（解説）過去の溢水実績等を踏まえ、橋梁により河積が阻害されている箇所、合流点・断面変化点で洪水による影響を受けやすい箇所など、増水時に注意を要する箇所
高潮	台風等の際、高潮による河川水位の上昇に対して注意を要する箇所
	（解説）伊勢湾台風時と同程度以上の高潮が発生した場合注意を要する箇所
堤防・護岸の強さ	堤防・護岸が老朽化・洗掘及び水衝部のため、その強さに注意を要する箇所
	（解説）堤防・護岸（天然河岸を含む）が老朽化・洗掘している箇所で、河川増水等により護岸が崩壊した場合、民地への影響が大きいと考えられる箇所
陸開	陸開が設置されている箇所
工事施工	河川工事等の施工によって注意を要する箇所
	（解説）原則として出水期（6月～10月）に堤防を開削または、河積内に栈橋等を設置する工事箇所

※ VIII-09：水防上注意を要する箇所等一覧（別冊 P350 参照）

4 通信連絡施設

区は、水防における相互の連絡、指示、通報又は伝達の通信連絡が迅速かつ円滑に行われるように通信連絡施設の整備強化に努める。また、水防活動に当たっては、無線による情報に注意を払うとともに、必要な情報は速やかに本部長（区長）、各隊庶務班に報告する。ただし、勤務時で必要な情報については、各課庶務担当に連絡する。

5 水防活動報告等

水防管理者（区長）は、水防作業終了後3日以内に水防活動報告表（別冊VIII-10）により、各箇所に取りまとめ報告する。また、公共土木施設被害が発生したときは、速やかに

被害報告表（別冊Ⅷ-11）により報告する。

※ Ⅷ-10：水防活動報告表（別冊 P351 参照）

※ Ⅷ-11：被害報告表（別冊 P352 参照）

6 水防計画等

（1）活動方針

洪水、高潮、津波、暴風雨、豪雨又は雨水出水等による大規模な水災が発生する危険があるとき又は発生したときは、警防本部長の命により方面隊長及び署隊長は、この計画の定めるところにより、区災害対策本部その他の防災関係機関と密接な連携のもとに水防活動を実施し、被害の発生拡大の防止に努めるものとする。

（2）事前措置

消防方面本部長及び消防署長は、水災防御を効果的に実施するため、定期的に訓練を実施する。

（3）水防非常配備態勢

水防非常配備態勢が命令された場合は、計画に基づき活動を実施する。ただし、局地的な集中豪雨による被害の発生が予想され又は発生した場合は、消防署長が署ごとに水防第一非常配備態勢及び水防第二非常配備態勢を発令する。

（4）部隊編成

水防部隊の編成は、災害の状況により適宜編成し、対応する。

（5）活動要領

水災の発生が予想される時又は発生したときは、事前計画に基づき水防活動を実施する。

ア 態勢の確立

水防第二非常配備態勢発令と同時に、東京消防庁警防本部、第七消防方面本部及び区災害対策本部と緊密な連携を保持し、適確な情報に基づき計画に定める各非常配備態勢の確立に努める。また、区との情報共有及び意思決定の迅速化を図るため、区に必要な要員を派遣する。

イ 監視警戒の実施

水防第二非常配備態勢発令と同時に監視警戒を実施する。監視警戒計画は別に定める。水防第一非常配備態勢時において、必要がある場合は実施する。

7 水防作業の実施

水防管理者（区長）の要請又は監視警戒その他により水防作業の必要を認めるときは水防作業を実施する。

（1）部隊運用要請

部隊運用は、災害の規模に応じ署隊内で処理し得るものは署隊長が行い、他の署隊の応援を要するものは方面隊長が、他の方面からの応援を要するものについては、警防本部長がこれを行う。

（2）資器材の使用収用

水防のため緊急を要するときは、水防計画の定めるところにより、現場において必要

な資器材を使用収用する。

8 決壊時の措置

(1) 決壊の通報及びその後の措置

ア 堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、水防管理者（区長）、警察または消防機関の長は、直ちに関係機関に通報するとともに、関係水防管理団体と相互情報を交換するなど連絡を密にする。

イ 決壊後であっても、水防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

(2) 立ち退き

ア 立ち退きの指示

(ア) 洪水または高潮により著しい危険が切迫していると認められたときは、水防管理者（区長）は、必要と認められる区域の居住者に対し、ラジオ、信号、その他の方法により立ち退き又はその準備を指示する。

(イ) この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知する。

イ 避難誘導等

(ア) 立ち退き又はその準備を指示された区域の居住者については、警察署は、水防管理者（区長）と協力して救出または避難誘導する。

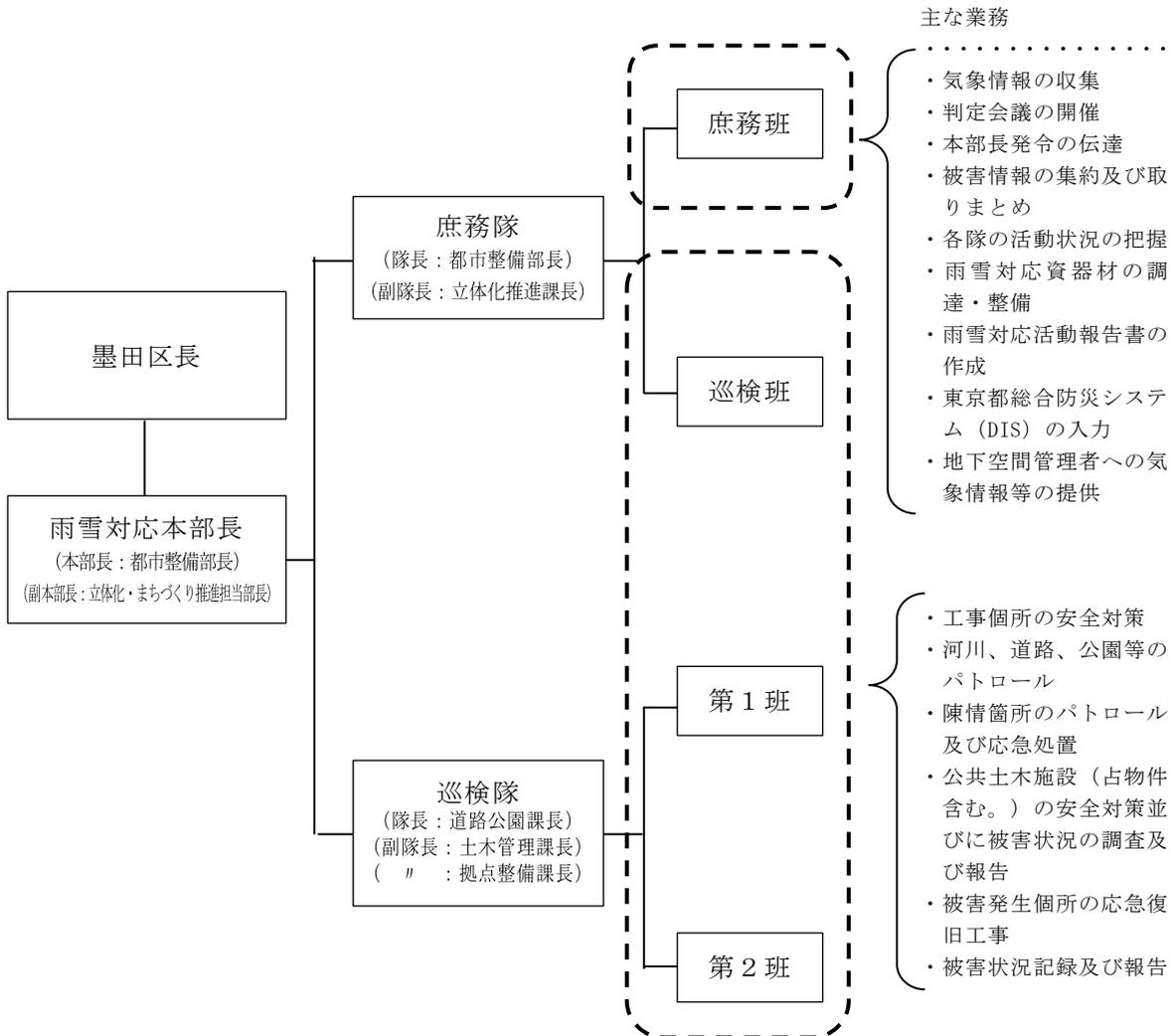
(イ) また、水防管理者（区長）は、地元警察署長及び消防署長と協議のうえ、あらかじめ立ち退き先及び経路等につき、必要な措置を講じておく。

第4節 道路公園等管理者としての活動

[区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

1 雨雪対応

(1) 区の雨雪対応組織



(2) 雨雪対応本部

区は、区が管理する道路、公園等における台風等の風雨、積雪又は路面凍結による区民等公衆の事故等の発生を防止するため、雨雪対応を行うものとする。

ア 雨雪対応本部の設置及び廃止

(ア) 雨雪対応本部長は、原則として次の場合に雨雪対応本部を設置する。

- 気象庁から区に対して、大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪及び高潮のいずれかの警報が発表されたとき。
- その他、雨雪対応本部長が必要と認めたとき。

(イ) 雨雪対応本部長は、次の場合に雨雪対応本部を廃止する。

- 気象庁から発表されていた区に対する警報が解除される等、雨雪対応がお

おむね終了したと認めるとき。

- b 災害対策基本法第23条の2の規定に基づく区災害対策本部又は墨田区災害応急対策本部設置要綱第1条の規定に基づく墨田区災害応急対策本部が設置され、雨雪対応本部が統合されたとき。

(3) 雨雪対応業務の分担

雨雪対応の分担等については、別冊VIII-12のとおりである。

※ VIII-12：雨雪対応隊別分担（別冊 P353 参照）

(4) 区における雨雪対応態勢の種類と基準

種類	内容及び基準	人員
情報連絡態勢	主として情報の収集及び連絡に当たり、水害又は雪害が発生した場合等、事態に応じた配備態勢の指示連絡が行える態勢 ※気象庁が発表する気象警報等の発表により、本部長が必要と認めて本部を設置したとき	正副本部長、各正副隊長及び庶務隊庶務班長外
第1次警戒配備態勢	次のいずれかの場合に該当し、主として気象観測並びに資器材の準備及び点検を行い、直ちに雨雪対応が行える態勢 1 気象庁が発表する気象警報等のうち、警報が発表されたとき 2 強風による道路上への落下物や障害物など小規模な風害の発生が確実視されたとき、又は発生したとき 3 道路冠水など、小規模な水害の発生が予想されたとき、又は発生したとき 4 積雪若しくは路面凍結により駅周辺等の除雪活動が必要と予想されたとき、又は除雪活動を行うとき	情報連絡態勢を含め、全体のおおむね30%
第2次警戒配備態勢	次のいずれかの場合に該当し、第1次警戒配備態勢を強化する態勢 1 街路樹の複数倒木による交通障害等、大規模な風害の発生が予想されたとき、又は発生したとき 2 公共施設や宅地の床上・床下浸水等、中規模な水害の発生が予想されたとき、又は発生したとき 3 積雪もしくは路面凍結により駅周辺、橋りょう、坂道等の除雪活動が必要と予想されたとき、又は除雪活動を行うとき	情報連絡態勢を含め、全体のおおむね60%
第3次警戒配備態勢	第2次警戒配備態勢を更に強化し、本部が全力をもって雨雪対応を取る態勢 本部長が必要と認めたとき	全職員

※ 気象庁が発表する気象警報等とは、大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、暴風警報・強風注意報、高潮警報・注意報、大雪警報・注意報及び台風情報をいう。なお、特別警報（発表される可能性の気象情報含む）、記録的短時間大雨情報、荒川氾濫警戒情報又は荒川氾濫危険情報が発表された場合は、墨田区災害対策本部又は墨田区災害応急対策本部による対応となる。

第1章 初動態勢

第2章 情報の収集・伝達

第3章 水防対策

第4章 警備・交通規制

第5章 救助・救急対策

第6章 医療救護等対策

第7章 避難者対策

第4章 警備・交通規制

- 災害の発生が予想される場合には、早期に警備体制を確立し、避難誘導及び他機関の防災活動に対する協力を行う。
- 災害が発生した場合には、区民の生命、身体、財産の保護及び被災地における秩序の維持を行い、治安に万全を期する。

第1節 警備活動

[警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]

1 警備体制

風水害警備に際し、第七方面本部及び各警察署は、段階に応じて発令される警備体制を取るものとする。

ただし、発令がない場合であっても管内の情勢等により必要と認められるときは、各段階の態勢を取ることができる。

なお、風水害警備の態勢は、気象状況、被害状況等に応じて、準備態勢、注意態勢、警戒態勢、非常態勢の4段階とする。

2 警備部隊の編成

(1) 警備本部の設置

ア 第七方面本部長は、警戒態勢もしくは非常態勢が発令された場合又は方面区域内に相当の被害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合には、方面警備本部を設置し、方面区内の総括的指揮に当たるものとする。

イ 警察署長は、警戒態勢もしくは非常態勢が発令された場合又は管内に被害が発生しもしくは発生するおそれがある場合に、現場警備本部を設置して、警備指揮に当たるものとする。

(2) 警備部隊の編成

ア 管内に大規模な災害が発生し、又は発生が予想される場合に警察署長は、一般事務の処理に必要な最小限度の要員を除いた全員をもって部隊を編成し、警備に当たるものとする。

イ 被災状況に応じ長期間警備本部を設置して警備に当たる警察署にあつては、日勤員をもって所要の部隊を編成し、警備に当たるものとする。

ウ 第七方面本部長は比較的被害の少ない警察署又は長期警備実施を必要としない警察署をもって方面機動隊を編成し、状況に応じて方面区内の警備及び応援派遣に備えるものとする。

3 警備活動

災害に対する警察の活動は、東京都地域防災計画並びに警視庁警備規程及び風水害警備

実施要綱、その他関係規程によるほか、おおむね次の事項について実施するものとする。

(1) 事前対策

- ア 危険地域（箇所）の調査
- イ 避難収容施設（避難先）の確認
- ウ 防災訓練の実施

(2) 応急対策

- ア 災害に関する情報の収集
- イ 避難者の誘導
- ウ 交通規制及び秩序の維持
- エ 犯罪の予防検挙

4 犯罪の予防

- (1) 災害時には、窃盗、その他復旧資器材等に関する犯罪の多発が予想されるので、これらの警戒取締りを厳重にし、犯罪の予防検挙の実効を期する。
- (2) 各種犯罪の未然防止に努めるとともに流言飛語の防止に努め、区民の安心を図る。
- (3) 被災地における土地の境界、漂流物その他による紛争事案に対する視察を行い、紛争防止に努める。

5 被災者の救出

出水による溺死者、家屋の倒壊等による埋没者その他死傷者等を発見した場合には、区その他の防災関係機関と協力して被災者の救出・救護に全力を尽くすものとする。

6 被災地の警備

所要の警備部隊をもって被災地の警備を強化するとともに避難者収容所、救護物資集積所、その他重要防護対象等に警戒員を配置して警戒警備の万全を期するものとする。

第2節 交通規制

[警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]

1 被災地における交通規制

- (1) 交通機関の被害状況を速やかに調査するとともに交通情報の収集に努める。
- (2) 広域的災害発生の場合において道路交通法により行う交通規制については、東京都公安委員会の決定に基づき、必要な措置を取るものとする。

第5章 救助・救急対策

第1節 救助・救急活動体制等

[東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

- 1 区との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、必要な要員を当該本部に派遣するとともに、各種災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。
- 2 救助活動に建設資器材等が必要な場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。
- 3 救急活動に当たっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療関係機関等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護に当たる。
- 4 傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送する。

第2節 救助体制の整備

[東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

- 1 先遣隊として災害実態の早期把握や、活動・指揮拠点を形成するため、ドローン、特殊車両、エアボート等を装備する即応処部隊を運用し、即応体制を強化している。
- 2 災害発生時に救助活動を迅速に行うため、特殊車両や重機等の資器材を備えた消防救助機動部隊等を整備し、救助体制の強化促進を図る。
- 3 水害地の救助活動を効率的に行うため、水防部隊の整備強化を図り、風水害地からの救助体制を強化する。
- 4 災害時に使用する建設資器材及び船艇等については、関係事業所協定に基づく迅速な調整及び事前協議により調達計画を樹立する。
- 5 災害現場において東京DMA Tと連携した救助及び傷病者の救護体制を確立する。

第3節 救急体制の整備

[東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

- 1 救急活動を効率的に行うため救急車等の増強を図り、風水害により発生する傷病者に対する搬送体制を強化する。
- 2 重症度、緊急度の高い傷病者の救命効果を高めるため、救急救命士の人員確保及び高度救急資器材の整備を行い、現場救護所等における救急活動の充実を図る。
- 3 傷病者の搬送を効率的に行うため、「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」等を活用し、医療情報収集体制を強化する。
- 4 東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と連携し、多数傷病者の搬送補完体制の確立を図る。

初動態勢
第1章

情報の収集・伝達
第2章

水防対策
第3章

整備・交通規制
第4章

救助・救急対策
第5章

医療救護等対策
第6章

避難者対策
第7章

第4節 消防団の救出・救護活動能力の向上

[東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

- 1 応急救護資器材の整備を行う。
- 2 応急手当普及員の養成など、教育訓練の充実を図る。
- 3 災害時に消防署及び消防団に配置されている資器材を有効に活用し、消防職員との連携による救出・救護活動体制の充実を図る。

第5節 区民の救出・救護活動能力の向上

[東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

- 1 消防署は、災害時に、区民自らが、適切な応急手当を行える能力を身に付けられるよう、応急救護知識及び技術を普及する。
- 2 事業所における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を積極的に図る。
- 3 一定の応急手当技能を有する区民に対して、その技能を認定する。

第6節 事業所の救出・救護活動能力の向上

[東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

- 1 救出活動技術の普及啓発
- 2 消防署は、事業所の実態に応じ、組織、資器材を有効に活用した活動が行えるように訓練を通じて、自衛消防隊その他の従業員等の活動技術の向上を推進する。
- 3 応急救護知識の普及及び技術の向上
 - (1) 消防署は、火災予防条例第55条の5に基づき、自衛消防活動中核要員を中心に、事業所の従業員に対し、上級救命講習等の受講の促進を図る。
 - (2) 応急救護知識及び技術を有する者を中心とした訓練を推進することで、応急救護能力の向上を図る。

第6章 医療救護等対策

震災編第8章応急対策第1節「初動医療救護体制等」、第3節「遺体の捜索、収容及び検視・検案・身元確認等」、同章復旧対策第1節「防疫・保健活動」、第3節「火葬等」、震災編第10章応急対策第4節「動物救護」に準ずる。

第1章
初動態勢

第2章
情報の収集・伝達

第3章
水防対策

第4章
警備・交通規制

第5章
救助・救急対策

第6章
医療救護等対策

第7章
避難者対策

第7章 避難者対策

- 風水害時に、被災者の生命、身体の安全確保等について適切な避難対策や、集中豪雨に関する情報提供及び注意喚起等を講じるとともに、避難指示等の発令時には速やかに避難所を設置し、避難者を受け入れる。

第1節 避難計画

震災編第10章予防対策第1節「避難体制」、同章応急対策第1節「避難誘導」、第2節「要配慮者の安全対策」に準ずる。ただし、荒川水系荒川浸水想定区域図（想定最大規模、国土交通省関東地方整備局・平成28年5月30日指定）による荒川の洪水などの水害時避難計画は、本章第2節「水害時避難計画」に定める。

第2節 水害時避難計画

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

1 計画方針

荒川水系荒川浸水想定区域図に基づき、荒川の洪水などによる水害の発生において人的被害がないことを目的とし、区及び警察署、消防署が一体となって避難体制を確立する。なお、あらかじめ住民に対しては、墨田区水害ハザードマップ等により避難先及び避難の方法、避難情報の伝達方法等を周知徹底しておくものとする。

また、大規模な水害が発生し、又は発生するおそれがある時は、広域避難を原則とするが、一定の要件を備えた上での在宅避難などあらゆる避難方法を取ることとし、時間的余裕がない場合は、区が指定する水害時避難場所や区が水害時の一時避難施設として協定を締結した公共住宅や民間施設等を緊急避難先とするなど、一層の対策向上を図っていく。

また、「水害時における避難受入れに関する協定に伴う防災対策用資器材交付要綱」を制定のもと、水害時に近隣住民の避難受入れが可能な集合住宅に対し、防災対策用資器材を交付している。

2 避難の種類

(1) 広域避難

立ち退き避難は、有効かつ安全な避難方法であり、特に区内はほぼ全域が浸水想定区域に当たるため、洪水や高潮が発生するおそれが高い場合は、区外の浸水想定区域外にある親戚・友人宅・勤務先・ホテルなどへの立ち退き避難（広域避難）が原則となる。

また、広域避難の実施に当たっては、都が協定を締結した施設を利用するほか、都に近隣縣市との調整を要請する。なお、大規模水害時の避難先の確保については、都と墨田区を含む広域避難自治体が連携して、施設管理者と協定締結に向けた調整等を進めてい

る。広域避難先確保に係る協定は、都と施設管理者が締結する包括協定と、墨田区を含む広域避難自治体と施設管理者が締結する細目協定からなる。

※ III-02：民間団体等との協力協定一覧（別冊 P207 参照）＜再掲＞

（2）区内における避難

広域避難を実施する時間的余裕がない場合は、区内における避難を呼びかける。避難の判断基準は、以下のとおりとする。

ア 在宅避難

水害時において自宅に浸水しない居室があり、家屋流出の危険性がない場合は、食料や水、簡易トイレ等を浸水継続時間に耐えられる十分な量を備えた上で、自宅等で避難する。

イ 縁故避難

水害時において親戚・友人宅・勤務先・ホテルなどに浸水しない居室があり、家屋流出の危険性がない場合は、食料や水、簡易トイレ等を浸水継続時間に耐えられる十分な量を備えた上で、避難する。

ウ 水害時避難場所（洪水・高潮）への避難

洪水、高潮が発生するおそれが高い場合は、区が指定する水害時避難場所（洪水・高潮）へ避難する。

※ VIII-13：水害時避難場所一覧（別冊 P354 参照）

なお、ア～ウの避難ができなかった場合については、水害時避難場所（洪水・高潮）に指定されていない小中学校等及び区営住宅（共用部分）、都営住宅（共用部分）、公社賃貸住宅（共用部分）等並びに周辺の3階以上の堅牢な建物へ避難する。

この場合、建物の所有者に対しては、近隣住民及び来街者等の一時避難受入について協力するよう周知する。

3 避難指示等の判断基準等

内閣府策定の「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）」によると、立ち退き避難が必要な災害の事象には、水害（河川の氾濫）、高潮災害、津波災害等がある。

平成30年度の改正では災害発生のおそれの高まりに応じて、住民等が取るべき行動が5段階（警戒レベル1～5）に分けられ、情報と行動の対応が明確化された。

※ VIII-14：警戒レベルと取るべき行動（別冊 P356 参照）

区長は、必要と認める地域の「必要と認める居住者等」に対し、避難のための立退きを指示することができるようになった（災害対策基本法第60条第1項）。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、区長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急に安全を確保するための措置「緊急安全確保措置」を指示することができるようになった（災害対策基本法第60条第3項）。

災害対策基本法第61条の4から第61条の8では、災害が発生するおそれがある段階における広域避難等の円滑な実施を確保するため、広域避難について、都内の区市町村長との協議や居住者等の運送の要請ができるよう規定が整備された。また、区市町村長や都知

事が適当な協議の相手方を見つけられない場合等において、円滑かつ迅速な広域避難の実施に支障を来さないよう、都知事又は内閣総理大臣による助言規定が設けられた。

【区における避難指示等の発令基準】

(1) 高齢者等避難の発令基準

高齢者等避難の発令基準は、原則として次のいずれかの事態になったとき発するものとする。なお、避難が必要な状況が夜間・早朝になることが想定される場合には、適切な時間帯に高齢者等避難を発令する。

- ア 国土交通省及び気象庁から荒川氾濫警戒情報が発表されたとき。
- イ 荒川岩淵水門（上）の水位が避難判断水位に達したとき。
- ウ 区外において洪水が発生した場合で、区に被害を及ぼすと見込まれたとき。
- エ 都知事から高齢者等避難を発令するように勧告又は助言を受けたとき。
- オ その他住民の生命又は身体を災害から保護するため、区長が必要と認めたとき。

(2) 避難指示の発令基準

避難指示の基準は、原則として次のいずれかの事態になったとき発するものとする。

- ア 国土交通省及び気象庁から荒川氾濫危険情報が発表されたとき。
- イ 荒川岩淵水門（上）の水位が氾濫危険水位に達したとき、あるいは、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
- ウ 区内の荒川の堤防において漏水又は亀裂が発見されたとき。
- エ 都知事から避難指示を発令するように勧告又は助言を受けたとき。
- オ その他住民の生命又は身体を災害から保護するため、区長が必要と認めたとき。

(3) 関係機関への通知及び、協力要請

- ア 区長は、高齢者等避難又は避難指示を発令した場合は、直ちに都知事に報告し、また、区内消防署及び警察署にも通知する。
- イ 避難指示は、警察署、消防署その他関係機関の協力を得て当該地域の住民に対し、迅速かつ的確に伝達する。その取扱いは、災害情報収集、伝達要領に準ずる。
- ウ 避難指示の発令に当たっては、Lアラート（災害情報共有システム）等を活用し、報道機関等に通知するとともに、速やかに報道してもらうよう要請する。
- エ 平成25年6月の災害対策基本法の改正により、区長は避難指示等に当たって国（指定行政機関の長等）又は都知事に対して助言を求めることができ、助言を求められた国又は都知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言をしなければならないと規定されている。

4 避難誘導

(1) 高齢者等避難、避難指示の伝達方法

区は高齢者等避難、避難指示を発令した場合、PUSH型とPULL型の双方を組み合わせ多様化・多重化した情報を伝達する。なお、伝達方法は以下のとおりとする。

- ア 防災行政無線
- イ Lアラート（災害情報共有システム）
- ウ 区公式ホームページ、危機管理X（旧ツイッター）、区公式フェイスブック
- エ 安全・安心メール、緊急速報エリアメール・緊急速報メール

オ 広報車輛

カ 報道機関（テレビ・ラジオなどへの協力依頼）

（2）避難誘導態勢

高齢者等避難、避難指示を発令した場合は、区は警察署、消防署の協力を得て、本節「2 避難の種類」「（1）広域避難」又は「（2）区内における避難」に掲げた避難先を目標として避難誘導する。また、被害の状況に応じて次なる避難先へ移行できる態勢（被害情報の把握、避難道路の安全確認、避難経路の策定）に万全を期して避難誘導を実施する。しかし、急な浸水等や流速により、避難する途中あるいは避難先の建物が崩壊するおそれがある等の理由により、身の安全を図ることが困難と判断される場合には、付近の小・中学校又は他の3階以上の堅牢な建物へ避難させる。

（3）事前避難

各警察署長は、災害が発生するおそれがある場合にその情勢を判断し、区長の行う早期避難の指示等について協力するとともに、要配慮者に対して自主的にあらかじめ区が設置する水害時避難場所（洪水・高潮）に避難させ、又は安全地域の親戚、知人宅に自主的に縁故避難するように指導する。

なお、本部長（区長）が避難の指示をすることができないと認めるとき又は本部長（区長）から要求があったときには、警察官が直接住民に避難を指示するものとする。

（4）避難誘導

ア 避難指示が出された場合には、各警察署長は防災関係機関と協力して、あらかじめ指定された水害時避難場所（洪水・高潮）に地域又は町会・自治会単位に、住民の誘導を図るものとする。

イ 避難指示に従わないものについては、説得に努め、状況により強制措置を取る。

（5）避難時危険箇所

水防法第15条第1項第2号に基づく、避難路その他の避難経路について、以下の箇所は、水害時に水没するおそれのあるアンダーパス等であり、避難経路として選定しないよう指示する。また、当該危険箇所については、ハザードマップに記載し周知を図る。

ア 白鬚地下自動車道（特定都道461号 堤通二丁目地内）

イ 東武伊勢崎線アンダーパス（特別区道墨119号 東向島二丁目）

ウ 言問橋通りアンダーパス（特例都道461号 向島一丁目）

エ 蔵前橋通りアンダーパス（特別区道墨106号 横網二丁目）

5 避難所の設置及び開設

（1）洪水の沈静後、水害時避難場所等に避難した被災者を一時収容し保護するため、小・中学校等を避難所として開設する。また、可能であれば必要に応じ野外収容施設等を設置する。また、区内の都立高校についても避難所として指定するため、施設利用に関する協定を締結している。

（2）高齢者や障害者等のいわゆる要配慮者とその家族に対しては、専用の要配慮者救護所を設け、避難所生活での困難さを和らげるよう努める。要配慮者救護所の運営は、災対要配慮者救護部の職員を中心に実施する。

（3）常に介護を必要とするなど、避難所での生活が困難な要配慮者とその家族のために、

より専用的なケア体制を備えた福祉避難所を特別養護老人ホーム及び特別支援学校等に設置する。福祉避難所に移送する必要がある要配慮者については、災対要配慮者救護部職員が福祉避難所と調整のうえ移送し、適切な対応を実施する。

- (4) 避難所を開設したときは、開設状況を速やかに都福祉局及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。また、避難所の所定の場所に「避難所」の標示を提示する。
- (5) 避難所を設置する場合は、管理責任者を定める。また、管理責任者は、女性や要配慮者の視点を踏まえた管理運営に努める。
- (6) 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により、上記の期間を延長する必要がある場合には、区長（区本部長）は、都知事の事前承認を得る。
- (7) 避難所の運営に必要な資器材、台帳をあらかじめ整備しておく。なお、収容基準については、おおむね居室3.3㎡当たり2人とする。
- (8) 避難所ごとに、そこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず、食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、都等へ報告を行う。
- (9) 被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を来たさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

※ V-04：指定避難所一覧（別冊 P255 参照）＜再掲＞

※ V-05：福祉避難所一覧（別冊 P256 参照）＜再掲＞

6 避難所の管理

震災編第10章応急対策第3節「避難所の開設・運営」に準ずる。

7 避難者の他地区への輸送及び受入れ

震災編第10章応急対策第6節「被災者の他地区への移送」に準ずる。

（参考）国土交通省及び気象庁が発表する荒川洪水予報の種類

種類	発表基準	水位	対応する区の避難情報
氾濫注意情報 （洪水注意報）	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。	氾濫注意水位 4.10m	—
氾濫警戒情報 （洪水警報）	基準地点において ・氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき。 ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。	避難判断水位 6.50m	高齢者等避難
氾濫危険情報 （洪水警報）	・基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。 ・3時間先までの予想水位が氾濫する可能性の水位に到達したとき。	氾濫危険水位 7.70m	避難指示
氾濫発生情報 （洪水警報）	洪水予報を行う区域において氾濫が発生した後速やかに。		—

※ 岩淵水門（上）における水位。ただし、他の観測地点において同様の水位に達した場合も洪水予報が発表される。

第3節 要配慮者の安全対策

震災編第10章 応急対策第2節「要配慮者の安全対策」に準ずる。

第1項 地域における安全対策

1 救護体制の確立

震災編第10章 応急対策第2節「要配慮者の安全対策」に準ずる。

2 福祉避難所等の設置

震災編第10章 応急対策第2節「要配慮者の安全対策」に準ずる。

3 防災行動力の向上

都及び東京消防庁は、区等と共同して、住民防災組織等を中心とした要配慮者に対する災害対策訓練の実施を推進するなど、防災行動力の向上に努めていく。

4 緊急通報システムの整備

都は、65歳以上の病弱な一人暮らし等の高齢者や18歳以上の一人暮らし等の重度身体障害者等の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの整備を進めており、その一層の活用を図るように努める。

5 避難体制の整備

震災編第10章 予防対策第1節「避難体制」に準ずる。

第2項 社会福祉施設等の安全対策

社会福祉施設等の防災対策として、消防機関への早期通報、避難誘導、搬送等が極めて重要であることから、今後も、次のような施策の推進に努めるとともに、自衛消防隊等による施設自身の防災行動力の向上や地域との連携を図る。

1 社会福祉施設等と地域の連携

消防署は、事業所、町会・自治会等との間及び施設相互間で災害時応援協定を締結するよう、その促進を図る。

2 避難行動の習得

区は、総合防災訓練等の実施に際し、社会福祉施設等における訓練項目を設け、地域住民等の協力による避難活動などを実施する。また、各施設は、自衛消防訓練等の機会を捉えて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。

第4節 広域避難

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]

国は、首都圏大規模水害対策大綱に基づき、平成25年11月に首都圏大規模水害対策協議会を立ち上げて以来、荒川の洪水氾濫等に係る広域避難対策の検討を開始した。また、都は平成25年7月に広域避難検討会議を設置のもと、大規模水害の発生が予想される場合における住民の円滑な避難を検証するためのシミュレーションや、具体的な避難対策の検討を行ってきた。

さらに、東京都東部低地帯に位置する江東5区（墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区）では、平成27年度、「江東5区大規模水害対策協議会」を設置のもと、平成28年8月に「江東5区大規模水害避難等対応方針」を策定した。この対応方針では、住民への情報伝達や広域避難などの課題を明らかにするとともに、想定し得る最大規模の水害の発生に対する広域避難を軸とした避難対応について江東5区が一体的かつ主体的に講じることを前提に、大規模水害時における避難対応の理想像をとりまとめている。

また、この対応方針を実現するため、平成28年度より「江東5区広域避難推進協議会」を発足し、引き続き広域避難の実現について検討を進めている。平成30年8月には江東5区で発令する避難情報等の発令基準を定めた「江東5区大規模水害広域避難計画」及び「江東5区大規模水害ハザードマップ」を策定・公表した。

今後も、国及び都が主催する「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」と連携し、広域避難場所の拡充や具体的な避難手段等を検討していくとともに、大規模水害のリスクや広域避難の必要性について、区民等への意識啓発に取り組んでいく。

- ※ VIII-15：江東5区大規模水害広域避難計画（概要）（別冊 P357 参照）
- ※ VIII-16：江東5区大規模水害ハザードマップ（概要）（別冊 P359 参照）

1 区民等への意識啓発

- (1) 墨田区水害ハザードマップやリーフレットの配布
- (2) 区報や区公式ホームページ、SNS等による周知
- (3) シンポジウム等の開催

2 広域避難先の確保や避難手段の検討

- (1) 「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」との連携
- (2) 鉄道事業者等の関係事業者との調整

3 避難誘導

- (1) 他区市町村へ広域避難要請
- (2) 自主的広域避難情報、広域避難指示の発令
- (3) 段階的に避難させる住民の抽出、呼び掛け
- (4) 域内垂直避難（緊急）の発令

4 避難所の開設・運営

(1) 受入側区市町村

ア 要請に基づく避難所及び福祉避難所の開設

イ 避難所運営

ウ その他、震災編第10章応急対策第3節「避難所の開設・運営」に準ずる。

(2) 要請側区市町村

ア 避難所への職員派遣

イ 避難所運営への積極的な協力

ウ その他、震災編第10章応急対策第3節「避難所の開設・運営」において区市町村の役割とされる業務

第8章 物流・備蓄・輸送対策

震災編第4章予防対策第3節「緊急輸送ネットワークの整備」、同章応急対策第1節第2項「道路障害物の除去」、第3節「防災船着場・臨時離着陸場」、震災編第11章応急対策第1節「食料及び生活必需品等の供給」～第2節「飲料水等の供給」、第5節「緊急輸送対策」に準ずる。

第9章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理

震災編第13章応急対策第6節「トイレの確保及びし尿処理」～第8節「災害廃棄物処理」に準ずる。

なお、事前に台風・大雨等の災害発生が見込まれる場合は、下記の基準により、ごみ・資源物の収集作業を中止する。

【ごみ・資源物の収集作業中止基準】

JRなどの主要交通機関の計画運休が発表された場合、計画運休当日のごみ・資源物収集は原則、中止とする。計画運休が午後から始まる場合でも当日の収集は、原則、中止とする。

ただし、計画運休の即日実施が、収集作業日の当日に発表された場合は、作業の進捗状況や、職員の参集状況等を勘案して、収集の実施・中止を当日に判断する。

区が水害への対応から、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令した場合、その時点でごみ・資源物収集を原則、中止とする。

墨田区を対象地域に含む「大雪特別警報」が発令された段階で、収集日当日でも原則、中止とする。

第10章 ライフライン施設の応急・復旧対策

- 風水害その他の災害から上下水道、電気、ガス、通信施設を防護するとともに、早期復旧を図るための施策を樹立し、社会公共施設としての機能を維持する。

第1節 水道施設

[都水道局墨田営業所]

震災編第4章応急対策第4節第1項「水道施設」に準ずる。

第2節 下水道施設

[都下水道局東部第一下水道事務所]

震災編第4章応急対策第4節第2項「下水道施設」に準ずる。

第3節 電気施設

[東京電力パワーグリッド江東支社]

震災編第4章応急対策第4節第3項「電気施設」に準ずる。

第4節 ガス施設

[東京ガスグループ]

ガス施設の応急対策は次のとおりである。

- 1 河川増水による架管に対する遮断バルブの調査及び流失防止の処置を取る。
- 2 過去の風水害その他の災害による被害予想施設を掲示し、重点的に監視する。
- 3 水害、冠水地域の整圧器の機能を監視する。
- 4 ガス導管内への流水防止のためガス供給を遮断する。
- 5 ガス導管内の採水作業を早急に実施する。

(震災編第4章応急対策第4節第4項「ガス施設」参照)

第5節 電気及びガス施設消防活動計画

[東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスグループ]

震災編第4章応急対策第4節第5項「電気及びガス施設消防活動計画」に準ずる。

第6節 通信施設

[NTT東日本]

震災編第4章復旧対策第4節第3項の「電気・ガス・通信施設」に準ずる。

第11章 公共施設等の応急・復旧対策

- 浸水被害の拡大防止に全力を尽くすとともに、公共土木施設及び鉄道施設等の機能回復のため、迅速に応急・復旧措置を行う。

第1節 公共土木施設等

[区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、首都高速道路東京東局]

1 河川施設応急対策計画

東京都水防計画による水防活動と並行して区内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、警戒箇所については直ちに都建設局並びに第五建設事務所、江東治水事務所に報告するとともに必要な措置を講じるものとする。

区から報告を受けた場合には、都建設局並びに第五建設事務所、江東治水事務所は、応急措置に関し、技術的に援助及び総合調整を行う。

2 内水排除施設応急対策計画

(1) 目標

高潮及び降雨のため洪水のおそれがあるときは、水門等を閉鎖し、排水ポンプにより内水を排除する。

(2) 活動内容

日常から気象情報の収集に努め、降雨の状況により必要なときは、即座に水門を閉鎖し、排水ポンプを全力運転して内水排除に努める。

(3) 移動ポンプの要請

排水機場施設に被害を生じたとき、及び各排水機を全力運転してもなお浸水区域が拡大する場合で、既設機能のみでは防げないときは、直ちに、都建設局に報告するとともに、各種排水機器により被害の拡大を防止する。また、施設の応急復旧については可能な限り区において、早急に復旧させるよう努める。

3 道路応急対策計画

(1) 活動方針

浸水により被害を受けた道路（橋を含む。）は速やかに復旧し、特に救助活動のために必要な道路及び避難者の通路に当たる道路は重点的に復旧作業を行い、交通路の確保に努める。

(2) 活動内容

機関名	内 容						
区	1 浸水時における救助活動の円滑な運営に資する。 2 道路の被害は、速やかに都に報告し、直ちに排土作業、盛土作業等の被害状況に応じた応急復旧作業を実施し、交通路の確保に努めるものとする。また、被害状況により応急修理ができない場合は、警察署等防災関係機関と連絡のうえ、通行止又は交通規制の表示等必要な措置を講じる。 3 上下水道、電気、電話等道路専用施設の被害が発生した場合には、当該施設の管理者に通報する。緊急のため、そのいとまがない場合には、当該事故を知った機関が直ちに応急の措置を講じ、事故連絡する。						
都	1 国又は区からの報告により道路の被害を知ったときは、直ちに必要な指示を与え、第五建設事務所は状況に応じて現場に職員を派遣する。 2 相互判断に基づき、対策と必要な調整を行う。						
首都高速道路東京東局	1 情報連絡窓口 災害時の情報連絡窓口は、次のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="464 770 1412 887"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 770 938 810">首都高速道路窓口</th> <th data-bbox="938 770 1412 810">電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 810 938 851">東京東局保全管理課</td> <td data-bbox="938 810 1412 851">03-5640-4854</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 851 938 887">東京東局交通管制室</td> <td data-bbox="938 851 1412 887">03-5640-4800</td> </tr> </tbody> </table> 2 災害時における体制 災害又は交通障害の発生が予想されるとき、あるいは災害が発生したときは、警戒体制、緊急体制又は非常体制のうち、災害の種類及びその程度に応じた適切な規模及び内容の体制を取り、速やかな役職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な措置を講じる。 3 災害応急対策 災害が発生したときは、運転者の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路等の機能回復を図る。 (1) 災害が発生したときは、首都高速道路東京東局は警察署が実施する交通規制に協力し、かつ規制状況等を運転者に広報する。 (2) 運転者の被災の状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請等により、被災者の救出救護、その他安全確保に努める。 (3) 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。 (4) 工事の箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講じる。 4 災害時の広報 運転者が非常事態に即応して適切な措置が取れるよう、応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等の情報を、標識、情報板、料金所看板等の各種道路情報提供設備を用いるほか、ラジオ等各種メディアを最大限活用して、正確かつ迅速に運転者に提供する。 5 緊急道路啓開 残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を樹立し、関係機関等とも協力の上、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。	首都高速道路窓口	電話番号	東京東局保全管理課	03-5640-4854	東京東局交通管制室	03-5640-4800
首都高速道路窓口	電話番号						
東京東局保全管理課	03-5640-4854						
東京東局交通管制室	03-5640-4800						

第8章
物流・備蓄・輸送対策

第9章
ごみ処理・トイレの確保及び
びし尿処理・障害物の除去、
災害廃棄物処理

第10章
ライフライン施設の応急・
復旧対策

第11章
公共施設等の応急・復旧
対策

第12章
応急生活対策

第13章
災害救助法の適用

第14章
激甚災害の指定

第2節 鉄道施設

[JR両国駅、JR錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]

震災編第4章応急対策第2節「鉄道施設」に準ずる。

第3節 社会公共施設等

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会]

震災編第3章応急対策第1節第3項「社会公共施設等」に準ずる。

第8章
物流・備蓄・輸送対策

第9章
ごみ処理・トイレの確保及び
びし尿処理・障害物の除去・
災害廃棄物処理

第10章
ライフライン施設の応急・
復旧対策

第11章
公共施設等の応急・復旧
対策

第12章
応急生活対策

第13章
災害救助法の適用

第14章
激甚災害の指定

第12章 応急生活対策

震災編第6章応急対策第5節「労働力の確保」、震災編第13章応急対策第3節「家屋・住家被害状況調査等」、第4節「罹災証明書の発行準備」、第9節「応急教育」、同章復旧対策第1節「被災住宅の応急修理」～第3節「区営住宅の応急修理」、第6節「義援金の保管及び配分」～第8節「融資計画」、第10節「租税等の徴収猶予及び減免等」に準ずる。

第13章 災害救助法の適用

震災編第13章応急対策第10節「災害救助法の適用」に準ずる。

第14章 激甚災害の指定

震災編第13章応急対策第11節「激甚災害の指定」に準ずる。

第8章
物流・備蓄・輸送対策

第9章
ごみ処理・トイレの確保及び
びし尿処理・障害物の除
去・災害廃棄物処理

第10章
ライフライン施設の応急・
復旧対策

第11章
公共施設等の応急・復旧
対策

第12章
応急生活対策

第13章
災害救助法の適用

第14章
激甚災害の指定

